

造血幹細胞移植後の 予防接種再接種費用を助成します

一関市では、造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)により、移植前に受けた定期予防接種で獲得した免疫が低下・消失したため、再度、任意で予防接種を受ける人に対し、再接種費用を助成します。

※助成を受けるためには、再接種を受ける前と受けた後、どちらも手続きが必要です。再接種を検討されている人は、再接種前にご相談ください。

対象者

次の要件を全て満たす人

- ・造血幹細胞移植により、移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された人
- ・再接種を受ける日において、一関市に住所を有する20歳未満の人
(ただし、ワクチンの種類により年齢制限があります)

対象となる予防接種

次の要件を全て満たすもの

- ・予防接種法でA類疾病(結核及びロタウイルス感染症を除く)に位置付けられているこどもの定期予防接種のうち、医師の指示により再接種をおこなうもの
- ・移植前に接種済みの予防接種で、再接種日が令和8年4月1日以降のもの

助成金額

- ・一関市から認定を受けた予防接種の再接種にかかる費用を助成します。
ただし、予防接種の種類ごとに上限額があります。

※医師の意見書作成料(文書料)、検査料、交通費、宿泊費等は助成の対象外です。

※助成方法は償還払いのため、一旦、再接種費用の全額を医療機関にお支払いいただきます。その後、市へ請求することで、全額または一部を助成します。

【手続きの流れについては裏面をご覧ください】

手続きの流れ

① 医師への相談

医師から「移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できない」との判断を受け、再接種について医師と相談する。

※再接種が必要となった場合は、母子健康手帳を持参のうえ、下記問い合わせ先窓口での事前相談をお願いします



② 認定申請

再接種前に「再接種費用助成申請書及び医師の意見書（様式第1号）」を申請者と医師が記入し、母子健康手帳を持参のうえ市に提出する。

※再接種を受ける予防接種の種類は、医師と相談のうえ決めてください

※医師記入欄（医師の意見書）は、医師へ記入を依頼してください



提出書類を市が審査し、「再接種費用助成認定（不認定）通知書」が送付される。

③ 再接種を受ける

認定通知書が届いたら、医療機関で再接種を受ける。

※再接種費用については、一旦全額を医療機関にお支払いください



④ 助成金の交付申請

再接種を受けた日から1年以内に、「再接種実施報告書兼助成金交付請求書（様式第3号）」を市に提出する。

【必要書類等】

- ・再接種費用の領収書及び明細書
- ・再接種を受けたことが分かるもの（母子健康手帳、予診票の写しなど）
- ・認定通知書
- ・振込先と口座番号が分かるもの（通帳など）



提出書類を市が審査し、「再接種費用助成金交付決定通知書」が送付される。

⑤ 助成金受け取り

助成金交付決定通知書が届いてから、1か月以内に指定口座に振り込まれる。



申請・問い合わせ先

子ども家庭課おやこ健康係（一関保健センター内）
東部健康推進室（千厩支所内）
北部健康推進室（大東支所内）

電話：0191-21-5409
電話：0191-53-3952
電話：0191-72-4087